

【重要・公示】理事(任期：2026年12月総会～2028年12月総会)選挙について

「理事等選挙規程」に基づき、理事(任期：2026年12月総会～2028年12月総会)選挙を下記要領にて実施致します。

1. スケジュール

2026年1月 理事選挙を公示。学会ホームページに掲載および会員メールで告知。

2026年3月9日(月) 理事立候補、選挙権者登録締切

2026年3月 理事候補者の推薦に必要な書類 様式5(所信表明)を学会ホームページに公開。選挙権者登録者に投票に必要なURLを登録されたメールに送信。

2026年3月30日(月)～4月3日(金)12:00 投票期間

2026年5月 選挙結果を学会ホームページに掲載。

2026年5月～8月 当選した次期理事により、次期代表理事、次期業務執行理事等を選任。

次期代表理事、次期業務執行理事、次期理事、次期監事、次期委員会委員を理事会、総会で審議・承認

2. 理事立候補について

1) 条件

1. 選挙実施前年度末(2025年9月30日)において、それまでの年会費につき未納がない者。(理事等選挙規程第12条)
2. 選挙実施前年度末(2025年9月30日)において、会員歴が3年以上ある者。(理事等選挙規程第12条)
3. 選挙委員会が認めた書面(理事候補者の推薦に必要な書類)を2026年3月9日(月)までに、理事候補者の推薦に必要な書類・様式1にある送付先住所に郵送した者。(消印有効)

2) 立候補は理事等選挙規程別表1に基づき実施されます。詳しくは「理事候補者の推薦に必要な書類」をご確認下さい。

3) 選挙委員会が認めた書面(理事候補者の推薦に必要な書類)取得方法学会ホームページよりダウンロードしてください。

学会ホームページ : <http://imj.or.jp/>

4) 条件に変更があった場合(期日の延期等)、学会ホームページで報告します。

3. 投票について

1) 選挙権者(有権者)

- ① 選挙実施前年度末(2025年9月30日)において、本学会に所属する正会員。但し、投票時点で退会しているものを除く。(理事等選挙規程第11条)。
- ② 賛助会員は、代表する者による投票のみ有効(理事等選挙規程第11条)。
- ③ 上記①、②以外の会員(学生会員、名誉会員、寄贈先等)は選挙権がありません。有権者登録をなさっても、後日、選挙権がない旨ご連絡申し上げます。予めご了承願います。

2) 投票方法

- ① 投票は「e投票」システム(株式会社グラント提供)を使用したオンライン投票です。
- ② 投票にはEメールアドレスが必要です。選挙権者1名につき、1つのEメールアドレスが必要です。1つのEメールアドレスを複数の選挙権者で共用することはできません。予め、1名につき、1つのEメールアドレスをご用意ください。
- ③ **【重要】投票には「選挙権者登録」が必要です。「選挙権者登録」を下記期日までに行わないと、正会員や賛助会員であっても、投票ができません。選挙権者登録は下記URL、またはQRコードのフォームにご入力ください。学会ホームページからもアクセスできます。**

選挙権者登録フォームURL

https://oha1.heteml.net/imj/form_election/

選挙権者登録フォームQRコード右記

(上記URL、QRコードはどちらも
同じフォームにつながります。どちらか
一方でご入力いただければ結構です。)



「選挙権者登録」締切日 2026年3月9日(月)

学会ホームページ : <http://imj.or.jp/>

④ **【重要】上記③の「選挙権者登録」が行われると自動返信メールが届きます。**
自動返信メールが届かない場合、投票が実施できませんので、必ず事務局にお問い合わせください。

⑥ 3月上旬に「e投票」システムから、投票用のアドレスがEメールにて送信されます。投票用のアドレスがEメールにて送信される詳細な時期は上記④の自動返信

メールに記されますのでご確認下さい。投票用のアドレスがEメールにて送信されない場合は、事務局までお問い合わせください。投票期間は、2026年3月30日(月)～4月3日(金)12:00です。上記⑤で送信された投票用アドレスを使用して投票期間内にご投票ください。投票期間外には投票できません。

⑦ 本選挙における白票での投票は有効です。(理事等選挙規程第28条による選挙委員会の申し合わせ)

3) 定数

- ① 今回の理事選挙における定数は理事等選挙規程第5条第4項により、以下とすることで2025年12月開催の理事会で承認されます。定数は理事会承認後、ホームページに掲載致します。なお、区分については、理事等選挙規程第4条ならびに別紙1をご確認下さい。
- ② 定数以内の立候補者であった場合、信任投票として選挙を実施します。この場合も白票は有効とし、有効投票数における過半数未満の立候補者は不信任として取り扱います。(理事等選挙規程第28条による選挙委員会の申し合わせ)
- ③ 定数を超える立候補であった場合、普通投票として選挙を実施します。この場合、各区分の1名における最大投票数は各区分の定数となります。
- ④ 今後、欠員が発生した場合を想定して、次点者の確定を実施します。理事等選挙規程第14条に伴う補充は欠員のあった区分における得票数の高いものから順に補充します。

2026年1月
一般社団法人日本統合医療学会
選挙委員会